徳元隠物

十一

保元平治物語
保元平治

イ 5
448
12

保元平治物語

繪本保元平治

抄錄

門 1 5
448
巻 12

保元平治物語抄録

○六條判官為義ト申ハ六孫王ヨリ五代ノ後胤伊予守入道
頼義ノ孫八幡太郎義家カ四男也
○一宮宣仁親王ハ故刑部卿忠盛ノヤウクンニテ清盛ハ代々
ノ知己ナリ
○漢ノ高祖ハ三尺ノ劔ヲヒワサケテ天下ヲオサメシカトモ淮南
ノ黥布ヲウチシ時ナガレヤニアタツライノチノウレヘウ 中略
ソヤニ国史ヲヤンヤフンニ大臣誅ヲウケンコソノ例多シ天竺ニ
震旦ヲハシメテノ日本我朝ニハ国ノ大臣ヨリハシメテ其数
アリ一ノ大臣雄略天皇ニウタレタテマツテヨリ二カタ真鳥
ノ大臣 宇屋ノ大臣 入鹿ノ大臣 十カノ大臣 長野ノ大臣カ
十村ノ大臣 卍ニノ大臣ニ至ル一二テ又ステニ八人ニ及ベリサレハ氏ノ

長野大臣ノ子ノ国夫ノ左大臣長屋王ノ誤ナリシカ
金村
惠美

長者名者ノ子箭ノサキニカケルヤウイヒタキカス

○信西入道（任ニテ）通数入道（俗憲）ノ子ハ時仙洞ニテ通数（御）入道ハ物

○左府頼長イヒダ弱冠ノ時朝家ノ政鏡ニテオハシヒセハ

読ノ次デニ入道摂家ノ政身ハ朝ニ依テ信西ヲ師トシテ読書

時学文直キヨシ云々申ケリ是ニ依テ信西ヲ師トシテ読書

首テ等雪ノコウシハケニシケル其後左府ハ病氣ノヨシ聞ヘ

シカハ入道トフラヒノ為ニ宇治殿（ヲ参リタリケル耶カ心地

ヨロシクオハシニシヽヤハ（卧）シナヤラモンタンシ玉ヒケルニ亀ノ占ト易

ノ占トノ浅深ヲ論シ給ヒケリ左府亀ノ占カタ深シト宣ハ

通数易ノ占カタ深シト申スニヨツテ御問答事尽クナリテ

ヤヽ久シ云ニタクノ文ヲ引アツメタノ文ヲ開キ玉リ入道ツイテ

ニケ奉テ今ハ御才学ステニ朝ニアニラセオハシニヌ此上ハ御学

文アル（カラス）若ナラセサセ玉ハヽ御身ノタノリトナル（シト申テ

出ニケリ御心ニモ此事イニシヘトヽ思ヒロケルニヤ自御日記ニアリ

シタル詞ニイハク先年院ニオイテ学文（モン）スヘキヨシ事ヲテウス

ヲ廿歳ヨリ今病セキノヨン廿四歳也中比ワワカニ四年ノ才智

ニアタツテ已ニ彼キヨカヲ（許可）蒙ルスヘテ四年ノ学文ノ間書巻

キノコトニヤレヲタクノシテ忘ル事ナシ今感涙ノコヲヲ止事

ヲシレルスト侍リ誠ニ信西申サレケル詞学ヲサスガコトシ（ガ）

ホコル御心ニシニセハコソ御兄法性寺殿ヲ詩ヲ奇ハタシヽ

中ノ賞（テウヒ）敏書ハ賢オノ好ムトコロニアラスナドトテ直下（ヒタヲリ）ニ思ヒ

シケメ第子ヲ見ンコト師ニシカズトイフ事実ニ明ラケシ是ハ学

文ヲヤメ申ニアラズ才智ニホコリ給フ所ヲヾイヒシ参ラセケン

先御心誠ニ心有テウルハシキ御心ハセノ上ノ御学文コリシカル（ケ

レ何カ都テ内外ノ鑽仰（サン ケウ）タヾ一心ノ為也調達（テウタツ）カ八万ザウヲ

ソラムスル終ニナラノソコミダススイノヤウ帝（テイ）ノ才能人ニスグ

レタリシハ國ヲホロボスモトヒタケ　学者ノ心ヲ用ル事コノ処ニ
アル（シ
○御室ニテ式部ノ大夫（レケリ　一作輔重成）崇徳院（後新院ト称）ヲ守護シ奉
リケレバ御制衣
男ヒキヤ身ヲウキ雲トナレハテ、アラシノ風ニハカス（レトハ
（此哥千載集ニノセテ題シラズ讀人シラズトアリ）
ウキ事ノ二トロムナトハウスラレテサムシハ夢ノコヽチコソスレ
○為義（八幡太郎義家ノ四男トイヘトモ其実ハ對馬守義親ノ四男トシテ義家ノ養子ニ跡ヲ継ク下略）最期ノトキ鎌田ニ仰セニ中略又ヲコトニタヌケント
思ハヽ我身ニカ（テモナトカ申ナタメサル（キ義朝カ入道ヲ
ノミテキタランヲ、為義カ命ニカ（テモタスケテンサレハ講師
念仏衆生衆生不念佛父母常念子子不念父母トハ
カヽレタレハオヤノヤウニ子ハ思ハヌナラヒナレハ義朝一人カワヒ
アラズ只ウラメシキハ此事ヲ始メヨリナトシラセヌソトテ念佛百
返ハカリトナヘワ、中略為義ハ我ハオモヒ人オホカリケレハウ〳〵ニ

男女ノ子共四十二人ソ有ケル下略
○上略弘仁元年ニ（一作成　嵯峨天皇ノ御代）仲成ヲ誅セラレテヨリ帝王二十六代年
紀三百四十七ヶ年絶タル死刑ヲ申行セルコソウタテケレ中
ニモ義朝ニ父ヲキラセラレシ事前代未聞ノキニアラスヤカツ
ハ朝家ノ仁アヤニリカツハ其身ノフカリ也背キガタキ勅命ニ
ワテ是ヲ誅セハ忠トヤセン信トヤセン若忠セトイハヽ忠臣ノ
子ノ門ニモトムトイヘリモシ又信トイハヽ信ラヽ義ニチカリセヨト
イヘリ義ヲ背テナヲ忠信ニシタカハンサレハ本文ニイハリ君至
テ貴ケレハ能（ヨク）至テシタシケレハヨリ至テ
タツトカラズ父ノミ尊親ノギヲカ子ヲリトシリヌ母ヨリモタツトク
君ヨリモシタシキハ父也イカヾ是ヲコロサンヤ下略
○軍門ニ君ノ命ナリ戦場ニ兄ノ禮ナシ
○師長流刑ノ時大納言（モヒノ）ノ処ニ原ノコレモリトヒモノ
惟宗

ニ青海波ノ秘曲ヲサヅケ玉ヒテソノフノオクニカクゾアリゲル
ケル

オレ（オクノソノコトノ葉ヲ忘ルナヨ身ハアラウミノ十ニトシツム（本文トハ違フカナ誤ナラン）

○崇徳院志戸トイフ処ニテカリレサセ玉ヒケル中略仁安三年ノ冬ノコロ西行法師諸國ニ行ノツイデニ白峯ノ陵ノ所ニ

マイリテ御ソヨシ侍リケル

コレヤキミムカシノメニノトコトテモカヽランノチハナニカハセン

○昔朝云中略廿日ヶ年せワホウシキヽシニ過去ノ國ヲ思フ

ニト欲せい ソノ現在ノ果ヲ見ヨコトライノ因果ヲシレラント欲せバ

ソノ現在ノ因ヲ見ヨトイリサレバ深ヲツクラバカナラズ悪ノ道ニ

オツベシ

平治物語鈔録

○ヒソカニオモン見レバ二皇五帝ノ國ヲオサメ四岳八元民

ヲナヅル皆是ウツワモノヲ見テ官ニ任ジ身ヲカリミテ祿

ヲウル故也君臣ヲ撰テ官ヲサヅケ臣オノレハカリ者ヲ

ソウル時ハ任ヲクハレウシ成ヲセムル事常セズシテ光孝

○文納言入道信西ハ後白川ノ上皇ノ御メイト紀伊ノ二位

夫タルニヨツテ保元元年ヨリコノカタハ天下ノ大小事ヲ心ノ

ヽニトリオコナヒ下略 内ヲモ水ニ申ナスザレ子イ

○上略学才衆ニ超過セル信西今クビヲゴクモンニカケラル

モ保元ノ合戰ニ宇治ノ悪友府ノ御ハカ大和國ソフノ上郡

川カミ村ハンニヤ野ノ五三ヶ十リレヲシンセイノ申ジヤウニヨツテ

勅使ヲタテヽホリオコシ死骸ヲムナレノハヅカシメラレシカ中ニ

年アリテ平治元年ニ我トウヅミカリサレシカトモツイニホリ
オコサレテツビシキラレケルコソオホロシケレ昨日ノ他州ノウレヒ
今日ハ我身ノセメトハカヤウイ事ヲヤ申(キ
○清盛和泉ノ國大鳥ノミヤニテ童盛秘蔵セラレケル飛鳥毛ト云フ名白クラオヒテ神馬ニヒキ立ハ
カヒ子ヲヨカリテ十八尻カケリハユクミタテヨ大トリノ神
○シノビワラヒ
○信頼卿ハ神ニアヤキ大口冠ニコレガヒ入テヒト(ニ大子ノ
御ウル二ヒノコトリ也
○上皇白河院中略逆徒ノオヒタテニワンカト御キモンケナセ玉ハ
扨コソ一年讃岐ノ院ノ如意山ニ御幸ナリケルコトニテモ思召出サセ
玉ヒケレソレハ敗軍ナレハ文弘光弘己下候テタノモシクオボシメシ
ケル是ハ然ルキ武士一人モ候ハヌ御心ホウサノアリニ一首ハウ
ソオホシメシマケル

○ナケキニハイカナルハナノサクヤラム身ニナリテコソオモヒシラルレ
○鎌倉ノ悪源太義平ハ生年十五歳武蔵ノ大蔵ノ軍
ノ大将トシテオチ常刀ノ先ヨリカタヲウツ中略平治ノ戰
ハ十九歳ノ時ナリ
○上略清盛トキノコヱニオトロヒテ物ノグセラレケルガカブトヲ取
テサカサニキタニハサフラヒドモ御甲サカサニ候ト申セハオリ
シテヤ見ユラント思ハレケレハ主上ワタラセ玉ハヒキノ方ヘ向ハヒ
君ヲウシロニナシ二イラセンガヲソレナル間サカサニハキルゾカシト
ノ玉ハシレケ盛行トノ玉ハトモオクシテ見ヘシレタルナ下略
○死ヲ一ツニサタムルハチカフシテヤスクハカリコトヲ萬代ニヲスヤト
ヲウシテカタシトモ(リ鎌田政家ニイハル語)初名正清後改政家
○昨日ニテ朝恩ニホコリテヨクシンヒシカドモ今日ハ誅戮
ヲ蒙テ愁歎ヲ九ツ二施スヤ朝ニツカヘテ樂ミヲ春花ノ前

ニヒラキイニシメヲ蒙テハ歎キヲ秋ノ霜ノモトニアラハ又夢ノト
ミハサメテノ悲シミ也一夜ノ月早クハロフテウノ雲ニカクレ朝ノ日ハ
タノ涙也片時ノ花空無常テン変ノ風ニシタカフ盛衰ノコト
リ眼前アリ生界ノ中ニ誰カ逃ル難ヲノガルベキ
○ワレノスノ玄光ト申スハアフハカノ大炊カ弁ナリ中略義朝
長田忠宗カ湯殿ニテ檜(キヲ)七五郎弥七兵衛濱田三郎三人
ニテ切ケテニケン
○白氏文集ニ天ニモハカリツヽシ地ヲモハカリツヽシタヾ人ノ心フ
セヲ(カラズ海底ノ魚モ天上ノ鳥モタヤケシ化イワレヌカケシ
ワリツヽレヒトリノ心アルカ(ルトキシセキ(怨尺)間モハカルコトアタハズイ
ニシヘウジン(ンミナハカリツヽシ人ゲンノ口ニハ是イカリナリトイフ事ヲ
トカクモ今コソオモヒシラレタリ
○悪源太ハ十三ノ年鎌倉ニ下リ去年十九ニテ都ニ上リコトナ
ル

思ヒテモナノシテ生年廿ニシテ永暦元年正月廿五日ツイニケ
シクナリニケル
○常盤ハ三子ヲ携(タヘ)テ大和ノ国ウダノ郡リウモントイフ所ニタ
ヅネ至リオチヲチタノミテカクレイニケル
○大草香親王ノ御子ニ三ワノオホキミハ七歳ノ時父ノカタキ
ニ父アンカウ天皇ヲコロシ奉リクリヤ川ノ三郎サタヨシカ千
代ヲウジハ十二ノ年カワチウノタイシテ父ト一所ニウチ死ス
○上略常盤ハ清盛ニ思ハレテヒメ君一人ニウケタリシカスサメ
ラレテ後ハ一条ノ大蔵卿長成ノ北ノ方ニ成テ子共アマタ出来
タリ
○丹波ノ藤三国廣(仍弘)トナノリテ鎌倉ニ参リタリシカハ我モ寄子ヲ
ノ君ヒワレ公私ノソウケキニ思ヒワスレ今ニフサタセトテ則タイメン
レタ、今納殿ニアラン物ハ出セヨト仰ケレハ金銀絹布ニフ色ニノ物

其ノ山ノコトノニツニテケタリ是ハ二ツ時ニ取テノ引テ物ノ左ハ
ナキカトヒ給ハ丹波国ホリ野ト申所ハサウデンノ私領ニテ侍
（後奉促之者ル由申せハヤテ御下シフ次ニ細給テケリ中略）兵衛佐ノ給ヒケレハ
（池大納言頼盛卿）ソヒ故池殿ニツカシ奉ル其ホウ（レテニテクイヤ）大納言殿ヲ殺ヲせニアラス中侍
母ハ池禅尼清盛リカニハウケフ原五モリヤス（苦志）ニツカシタリ中略カクテ日本国ノコト
尼清盛髮纐纈盛安
（第五ノ巻ノ末）所ナリウチレタカ（給テ建久元年十一月七日ハシレメテ上京せラレケ
（薩摩半島）忠度ノアフ（千ヂ）ノ国千ヂ松原トイフ所ニツカせ給ヒアサ井（浅井）北コホリ（郡）ラウ（老）
兄也平家滅亡ノ（公羽）オウヲウツ子ラル、ニ二人ノラウ（老者）ウレヤライテ参ル土籠ニリ持参せ
後東国ニ下向ノ子孫多リ（ト云ハせんコトアリトテ三度ヤタフケテナンヂ子ハナキヤト仰ケレハ候ト
ア則召ゼラレケルガアダ（呂）チカ子ニナサレテアダチ新三郎清ツ（恒）
子トテキン（近）レ（習）ノ者ニテ有ケル也扨モ老翁ニ引テモ（出）ノせヨト仰
有レハ白ヒキ（鞍）オイ名ル馬ニヒキ（匹）色ヒテウホウ（重宝）入ル長モチ（合ゾ）

給ヒケル又昔ノウカイ（鵜飼）ヲ召（ニテオクリシ者シ）出シ小平（ヒラ）地名ヲヤガテ給リケリ（下略）
（ハヤ）ヲ大炊ニテ
○義朝頼朝義経三人共ニ卯ノ年ナリ（下略）

續本朝保元平治抄錄

序文中序ハ種里籬島

讃岐院御事

[illegible]

[illegible]

[illegible]

知を詩を不淡海を[illegible]
[illegible]殿関白忠通の[illegible]
[illegible]
[illegible]

世帝を世嫡あり二代頼三帝王二十五代星霜三百四十七年の長
林と遂まりこと間なき（第十一代）惟康親王の御宇に特門（惟良親王の子）維良
後鳥羽の御子東西に流離とせし（第十二代）後宇多帝の御代に貞任（安倍頼良の子頼良は
頼朝に改む）宗任貞任の兄弟なりしかども八十国
と号して八十年に会戦し敵に陸奥をさして土三年国で防
戦せしかども敵の勢に敗北せしき 下四

○為義清原氏追討

上皇為義古来の内乱に義家の弟義綱子義親二帝
義綱と対して義親の勅使に追討の宣旨を受
清原氏中に十八年に永久元年冬月刑部の事
に敗て出羽の大元帥家と限り生て国民と清原
の弟武と戦中して栗駒山に逃て来りしと地方に逃
きこと勅使に追討の宣旨を受て検非違使左衛尉

為義日来中御門中納言家に仕つきて清原氏
を追討に出に被仕て義親追討に任ず
法皇の勅に為義に追討の宣旨を受て
三年の長征なりき 武衡（清原武則の子）家衡（清原武貞の子）
義清原氏に敗北の事 敗北の事
清原氏の例なり中に帝の御代に
為義武勇に自信の宣旨に任ず
上皇に清原氏の追討に為義
の本意なりと遂に出家
○義親誅戮為義 下四

上略 即鎌田西清家後に京師に帰り家督を継ぎ平氏の家
権を執て政殿を万の中に蟄中取んのやうにそなはりし
師せば東国くだりせのもとし 判官殿を先として事さし長くしたいさ一家
正下の者ども引て 彼中て事さし長くしたいさ一家
八情宮人 師時と中殿のもとし物をかして 面の方とかしてあて
て事小 京の七條朱雀にて白拍子と舞ることい
連より 京師の男ども うちきんと 奏野次
市延景 鎌田 命 中ばかりの 師 の計い 諸国の人の
中八一朝の 時 と 一大事 中せり れを 時 と 聞 し 越
小 きん 事 に 情 中 中略 義の 情 を
朱雀小 行るし 下略

○宮使 殿 死 殿 実検

上略 二十二日 左大臣の 者 遣 人 時 宮 左大将 幕長 次男 中納

云師長 同年 十九歳 中 三宮 左中将 隆長 十七歳 四男
範長 禅師 十五歳 中 油の 中 て 祖父
富家 殿 小中 遣 れ し 次 何の 報 て
中略 法 孝 宣 皇 帝 い 禁獄 せ 帝 命
師 び 獄 中 出 て 信小 師 中 大 宮 豊成 太宰帥小 遣
ま 京 け 小 帰 京 を 出 て 再 し 延 信小
て 同 し 上略

○新院 讃州 流遣 幸 重仁親王 薨 髪

新院 崇徳院

中略 法 法 高 山 寺 大 炊 御 帝 に 遣 ま 見 ず 幾 後
時 う 法 中略 安 国 と 云 い 安 東

天皇を結び不敬をも崇後天皇を逆臣犯さるの
き中興讃岐国松山に移り給ひて崩御
遂に都を
出しまいらせ給ひ九重に帰り給ひ
後千年の中興
中興主君の御事を南朝に奇明称徳二代の光
るの朱雀の河は為後に遠ク御事を
元亨の帝の御事を南朝に御帝王
九人朱雀院を母に北御帝
譲りまいらせ給ひ
北海
院
御
河
御
院
御
河
院
御
主君の御志あり
代
代
海三保院
讃国の
御
御
御

君をたすけまゐらせ給へ

○讃岐院崩御奉葬白峯

かくて八箇年にいたりて長寛二年八月廿六日に御年五十六にて讃岐国白峯の山にぞ葬奉る中略

法然元年六月廿九日に崩御ありて崇徳院をば中略

宥範らもまゐれども牧御所はいとまを乞て後白河院に参り奉り

年十二月廿日小法師覚証房師長以下四人官職を

法眼宗円一人奉り大政大臣師長卿を

崇徳院白峯に遷し奉り

院の御崇徳院を御崇徳院と

西光父子を斬首し摂録を停止

国々に奉る果て後白河院と鳥羽殿に押籠奉

らせ給ひ中略 主上の

後白河院の御宣旨

為に為り中略 宥範 宥範は崇徳院の御宣旨

大炊御門の末に御所を造て崇徳院と

ひ奉る并に左大臣頼長卿贈位行る 少納言

惟基勅使 かの墓所に大政大臣の位を

讀み上る 亡魂も左大臣頼長卿 中略

○伝教信西不快

上略 去る保元三年八月十日後白河帝御位はなれ給

ひて御子の宮に譲り中させ給ひ二條院 諱守仁 ことなり

給ひて伝教の権信をいとゝ

もてなびくに入り給ひ又信頼は

して肩をならべる人も

[illegible]
中[illegible]
上皇[illegible]
[illegible]
[illegible]

志ばだに不宮出号し　出仕せず伏見源中納言師俊卿
とおのゝ〳〵て宮所ことゝり長て馬ぶのり馳引早足乗
業をゆし　ひとゝ武義をとゝ〳〵まもるこゝもてゞ
伝授をうしなふ為とゝきこゝろ　下巻

○信西出家由来南都菩提最後訣

然るに通憲の道とたるゝもれ法文ぶ知まうれ
まいの乃伝西ゝ南家博士長門守高階経俊の猶子也
大業は遂ず儒者ぶ入らまゝ辛代ぶ学ばるゝとて雑
学ぶまゝ〳〵以日向守通憲出仕なるが
出家しる故い御所へ参んとて髪をつきたて法髪
ぶなつる西像と見まいすれば首鉢のさきゆゝ
しくなると西像ぶ見ぶ　おとゝろき出家ぶ
なって無中参りる切部王子の御前ぶて相人ぶ逢る

通憲を見て おして曰御道を法道の才人哉但すの首鉢
ぶ比ぶ不如まて安法命と業の上ぶさ以とゝ　おもるまゝ
事を出とゝいゝ〳〵してのるべきゆゝ以ぶ出家しやのが
まんずん　世まを七旬ぶ近ぶ　中世出家して
小白虹日ぶ貫とゝ夫変とゝ
て居ゝ〳〵ぶ高　世ぶて讀
火ぶて衣れ袖袋ぶ　伝西ぶ
枝ゝまゝ自〳〵見を事〳〵見ゝた強ぶ弱く弱者を弾し
ゆゝ本文ぶ比ぶ　ぶ不　ぶ
時を実弱くなるとゝこと法ゝ
ゝ〳〵ゆゝ琴のゝゝ　ゝ宮所
近りゝ子ゝ中と出ゝ琴ゝ　伝西を出ゝ

音へ坊あるとて出るを伝玉峯と云るを不
又天変ありて木星青命承小行り大伯経典に侵すの
忠信君小代るとて天変ありて伝西天に警き天文天文
閑底と極あたりなきに浄くことと云ひし忠信君に暫く
中にて出るとくに感とする中にして出る十日の朝
尉成星中に結とうして都の方に行まうある夜て
きとてさしつりしに中堂田原寺の方に飛り
帰平に出とりけ姉小路君に捕りまとこまい
大寺督度左馬頭藤原泰時と申しけ
しのうんとのいうこと原り上中世いまいて伝西
東さんことふとまま遠りじ中
まるとまとまびとりじ食と
出ばし泉寺通りまとい帰の帰公とまとまとまんと

出ることを帰く堀田百に極とて
きく公を帰とまるの寺を通して公の京
けりとまとまとまるうづ 上巻

○信西羅教之早馬於紀品
上巻 清盛無堂切腹宿寺 教の教ときのい引通し
中京武具なり生い家信西後宇家貞長橋平家
けりまと武具を教て奉るとりの平信とまん人を出家ける
為きい来なり 下巻

○法験仁参内清盛従紀語上巻
新て内裏に出家十九とて仁金議中て僧まるとき 新修寺
左仏的督 法験仁 教て 教仁の書中人とまとなりて
不条中て紀りしに帰るが参内して承んとて 教に
中に来常うにとくい 為絵細大方 とおとまとまやう佩の

[illegible]

[illegible]

[illegible]

海の陸より奥北藤戸の石[illegible]て金沢文庫別當惟方
のおくりなるとまをすきよ[illegible]宝[illegible]玉[illegible]金沢[illegible]て
催さるる間参しなんとすれ[illegible]宝[illegible]
沙[illegible]ん文[illegible]死罪に[illegible]
[illegible]ん[illegible]人[illegible]
[illegible]人[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]ん[illegible]中[illegible]紙[illegible]天[illegible]御[illegible]欲[illegible]
[illegible]しいか[illegible]況や[illegible]自[illegible]の[illegible]しく[illegible]天下の[illegible]事
[illegible]滅亡[illegible]所[illegible]し[illegible]太閤[illegible]書[illegible]御[illegible]事[illegible]
[illegible]大[illegible]中[illegible]今[illegible]中[illegible]宮[illegible]ば[illegible]玉体[illegible]
[illegible]御書所[illegible]西[illegible]浦[illegible]殿[illegible]剣璽[illegible]一[illegible]
[illegible]小中宮[illegible]清涼殿[illegible]太閤[illegible]督[illegible]
[illegible]列[illegible]斯[illegible]又[illegible]
[illegible]殿[illegible]家[illegible]人[illegible]新[illegible]何者[illegible]
[illegible]相[illegible]其[illegible]如[illegible]
[illegible]光[illegible]世[illegible]
[illegible]朝[illegible]信[illegible]

[illegible]らつし[illegible]せ[illegible]代[illegible]
[illegible]太神宮[illegible]王[illegible]
[illegible]例[illegible]
[illegible]代[illegible]
[illegible]
[illegible]

○伝西行法師遠流

上皇ことのほか御憤りあり西行法師遠流に定まるべきよしなり然るに西行法師遠流に定まるべきよしなり然るに西行法師遠流に定まるべきよしなり然るに

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○官軍行除目刑部卿人

上皆信仗[illegible]大輔基家卿鎌田兵衛政家以下

七十三人の官職を止[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

大炊の娘延寿の局に陪侍して女子一
人おはしませり是又清和源氏十四義小姓の中興祖
て江口殺の清和源氏鎌田小太郎実世せらるる義朝
のち義朝を東国に落下し給ふ義朝長を誅戮
先人の一方形勢出来して世乱れ
誅せらるる

○義朝下向後忠宗逝ん

上皇清盛をひらせ給ひ中納言藤原
を近国に遣はす大方なれば投降
田三郎を刺殺せば投降
忠宗子息先生景宗

判官兼行義朝政家を首級実見
唐名安禄山の主君玄宗皇帝と
楊貴妃養母楊夫妃

とこゝろし天下を奪取しかゝるも其子安慶緒に殺さるも安
慶緒を又父ところしかゝるも史明師に刑せらるもて
終に禄山の跡絶る忠宗も祖父に
滅しかゝるなり

（相模森庄ヲ知行せしもの也利冠者ト申ケリ）

義朝伯父陸奥六郎義隆義朝弟新宮十郎義盛従
弟佐渡式部大輔重成平賀四郎義宣

（青墓ニテ義朝ノタメニ討死セリ）（青墓ニテ義朝ノ為ニ殺セリ）

金王丸い生まれして義朝を後世と
将門を桓武天皇の御子葛原親王より
孫義政のみなり朱雀院の御宇
記し伯父常陸大掾国香と討
ある郡小都を建て平親王
上皇右馬頭の郎等に丹波国住人志内六郎景隆

行事義朝没後平家の被官屋党義平是を遣いて
小波日向を奪ひ給ふ中の[illegible]ハ[illegible]
三郎経清義平の首をうつ下略 義平の首獄門に懸つ[illegible]
山年廿[illegible]木樹の樹[illegible]ふこまを切んとして寺[illegible]
故[illegible]而国後[illegible]
十三の冬藤原[illegible]より去り十九年[illegible]
[illegible]くして生年廿[illegible]
小[illegible]くなり下略

○頼朝為庸常盤を[illegible]去
[illegible]
宮の手より[illegible]
の頼[illegible]
[illegible]
[illegible]

○池禅尼助頼朝命
[illegible]
[illegible]
弘中[illegible]
一日[illegible]
[illegible]
[illegible]

天子を誅しまつり栗屋河内守真任がる千代(千日)を
十二月に栗田貴成帯して父中一所不討死す
[illegible]蠱一向成奥腹を入結後城に贈真言云西伯囚羑
里重耳奔于翟皆以為霸王莫死於許敵勾踐兵
句と見て[illegible]と[illegible]ず[illegible]長恨歌 白居易

○常盤条云法羅
上皆龍傳曰宋華督孔父を殺して真妻と有る法皆不
行こと[illegible]

○経宗惟方處遠流
平治物語に新大納云経宗別當惟方の仕業なりとて
[illegible]
門国に流遣しのち中興師仲に経宗惟方[illegible]
[illegible]播磨中将成憲の配所室八島につかはされ伏見

源中納云三河の八橋とは[illegible]
[illegible]て三河[illegible]八橋[illegible]
[illegible]と上皇きこしめして[illegible]
[illegible]歌を徳[illegible]新大納云
経宗は河内国より[illegible]
[illegible]
[illegible]

○頼朝遠流盛安告霊夢（頼朝原五十一）

衛文公を狄に仇と云まつりて衛と西京中興
移尾の倉を中さまに忍と蒙りて洛中を國に流さまつり平家
亡して後世移尾を孫を孫と云ふ扶けの子孫も東國に
子孫多し又京都に婚姻惜警も無程南に流さまつり入
水しやして身を捨ける中興新田に江戸建て明神に亟夜
しの不新田義貞と義の中興盛安に如いりやきり
生人世を奪ひしやのたまくば天子の御子中興
兵庫供奉を尾張國熱田大宮司季範の娘腹に男子三人
女子一人をおくる女子を後白河寵愛あり實基養天に
帝出ぬ男子を後河國に香黄
以ての生まれて平家に世い希義を以て
主供國兼良中さまに流さまつりて氣良冠者

中さまつる

○牛若丸下向奥州

上野弟牛若を鞍馬寺の東光坊阿闍梨連忍の弟子禅林
坊阿闍梨豊日の弟子に成て遮那王と申る十一の年
中さや母れ中事と出生して諸家の系図を見る下源

○頼朝卒義二

吉野に多諸供奉を配所にて二十一年の春秋を送りる
の文覚上人を頼まして後白河法皇を奏
更法原三年八月十四日初泉判官兼言と夜討にしてより
後石橋山坪給笠原小弟を完して安房下
給ふ勢て多勝て上総國と武蔵國に出の
めまい八幡國に為しの兼木も生まれり中興を待
供奉を大庭野に十萬餘騎にて陣取れり後書

[illegible]百騎[illegible]ありしの事何[illegible]
[illegible]尋[illegible]しかせば[illegible]八幡殿[illegible]三
年の[illegible]義の[illegible]刑部[illegible]
の陣[illegible]
故[illegible]道[illegible]
[illegible]鎧の袖
長田父子[illegible]の[illegible]軍[illegible]土肥小[illegible]
[illegible]の[illegible]閑田[illegible]
[illegible]頼[illegible]陣[illegible]
[illegible]成綱[illegible]
[illegible]
[illegible]八[illegible]
[illegible]

中[illegible]仰[illegible]源田[illegible]家中[illegible]
[illegible]

○大[illegible]
上略 建久三年三月十三日後白河院崩御[illegible]
[illegible]最前も下向しなるべ[illegible]
[illegible]
[illegible]

信頼卿中ゝ子孫あるべき人なき人なり祖父天晴屋根葺師苗裔
中関白道隆法興院摂政兼家の子也八代の後胤播磨三位季隆の孫伊
豫三位中隆の子なり然るに武中将あり武能
もすぐれ藝もあり只朝臣ゝ詩て昇進ゝ叶はざる
を諸国を受領とのみ給て年閑散ゝ過きて後僅ゝ三
位まで昇りしかこれは近衛関白義人頼治宮ゝ宮ゝ宰相
中将清房卿撰述後別当ことゝ成りて二三箇年乃
間ゝ従昇りて年七十にして中納言右衛門督ゝ成り一
の人ゝ家婿ゝ中ゝ昇進しの中ゝ人ゝ
なりて世ゝ中ゝ多くの例ときなる之を達のゝ
俸禄も無ゝ代なりこれらを思ひ合せ
ますして家に絶て久しき大臣を大将を
をなれおわるべきものなれいかるべ

国ゝ多きに聞者耳を驚す後子孫ゝ絶ゝ
と称す餘者の孫ゝ只栄花ゝ
ゝ成ゝ次ゝ納云ゝ伝西ゝ山井三位永頼ゝ八代の後胤
越後守季綱の孫多武院御宇進士義人寛兼の子なり
備前守と受て信業ゝ信次ゝ中ゝ諸国を歴任して諸
事に時ゝ次ゝ九度国司ゝ受ゝ宮ゝ持賞なり
後白河上皇の御乳母紀伊二位ゝ夫ゝ成ゝ
年ゝ栄天下の政務小大中ゝ事ゝ
ゝ絶ゝ御ゝ継ゝ
て大内ゝ記録所ゝ
ゝ人ゝ恨ものゝ次世ゝ
奉ゝ大内ゝ久ゝ
し梅岡蒼廉ゝて牛馬

右年代間に造畢して遷幸ありし事なり外郭重畳たる大極殿豊楽院諸司八省大学寮朝所小舎人所雲の果大原に樵風の功年を経ずして不果成しかども民力煩もなく園の菓も多くなり国内富饒に撲に節倉久しく給ふ新造成おこし法寺鑑法のあらい折ふしまして右近衛府武むりとぢれ代萬事の儀式舊ごとし

是ヨリ以下六枚目信表信西不快ノ章ノ初ニ上略トアル処ヘ加ヘレ

ト読続

門和泉三郎い義経ヲ討ニ子ヲシテ蝦夷へオトシ入れトリ